

令和 7 年 7 月 の 広 報 資 料

旭川方面名寄警察署

1 令和 7 年度（第 2 回）北海道警察官採用試験に向けた広報活動の推進 北海道警察官募集中「北海道は私たちが守る」

(1) 試験概要

○採用予定人数

250名程度	男性 A 区分	40名程度、男性 B 区分	140名程度
	女性 A 区分	20名程度、女性 B 区分	50名程度

○受験資格

【学歴】

A 区分～学校教育法による大学（短期大学を除く）等を卒業した者
（令和 8 年 3 月末日までに卒業見込みの者を含む）

※高度専門士の称号を取得又は令和 8 年 3 月末日までに取得見込みの者を含む

B 区分～A 区分以外の者

【年齢】

平成 5 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者
（令和 8 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満）

(2) アピールポイント

ア 「北海道は私たちが守る」

警察官の仕事は交番勤務や犯罪捜査、防犯活動、交通指導取締、災害救助等多岐に渡ります。自身の特技・個性を活かして、北海道と一緒に守りませんか？

イ 「ON、OFF のある職場！仕事も私生活も充実！」

北海道警察は仕事のやりがいはもちろん、私生活の充実も大切にする組織です。
休暇や給料、育児や介護との両立等、私生活も充実させたい方にとって魅力あふれる組織です。

ウ 「まずは北海道警察について知ろう」

北海道警察では、WEB や対面型等、各種説明会やイベントを開催しています。
まずは説明会やイベントに参加して、リアルな道警を知ることから始めましょう。

説明会の案内は、北海道警察ホームページや採用センターの SNS を御覧ください。

2 夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化

考えて 大切な 自分の未来

(1) 少年向け

- SNSなどの「闇バイト」「裏バイト」に注意！特殊詐欺や強盗などの犯罪に加担しない！軽はずみな行動が重大犯罪に！
 - ・ 「受け子」「出し子」は犯罪です。
 - ・ 現金や書類を受け取ったり、ATMから現金を引き出したりするバイトは特殊詐欺の可能性があります。
 - ・ SNSなどで募集されている「闇バイト」「裏バイト」などと呼ばれる高額アルバイトは、重大な犯罪に加担させられるおそれがあります。楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。
 - ・ 闇バイトに応募してしまうと犯罪組織の手先として利用され、犯罪者となってしまいます。
 - ・ 自身の顔写真や住所等を募集者に送ってしまうと、「家に行く」「家族に危害を加える」などと脅されて、逮捕されるまでやめられません。
 - ・ 逮捕されても犯罪組織は助けてくれません。使い捨てです。
 - ・ 闇バイトから抜け出せない、脅されている、申し込んでしまった。そんなときはすぐに警察に相談を！
- 大麻は脳に影響を与える違法な薬物です！
 - ・ 「身体に害がない」などの間違った情報に流されず、正しい知識を持ちましょう。
 - ・ 大麻の使用を誘われたら、きっぱり断ることが大切です。
 - ・ 断りづらいときは、その場から離れましょう。
- 万引きは犯罪！
 - ・ 万引きをするほか、万引きの見張りや命令も犯罪です。
 - ・ 盗んだ物を買うことや、もらうことも犯罪です。
- お酒やたばこは20歳になってから！
 - ・ 20歳未満の飲酒や喫煙は、心身への悪影響が大きいので禁止されています。
 - ・ お酒やたばこは非行の入り口とも言われています。
 - ・ お酒やたばこを勧められてもきっぱりと断りましょう。
- インターネットの世界は危険がいっぱい！
 - ・ SNSの利用をきっかけとした犯罪被害が増えています。
 - ・ インターネットで知り合った人が、「会いたい」「写真を送ってほしい」と言ってきた時は、すぐに家族やまわりの大人に相談しましょう。
 - ・ 自分自身を守るための3つの約束
 - 1 出会いを求める内容を書き込まない！
 - 2 個人情報や写真は掲載しない！
 - 3 ネットで知り合った人と安易に会わない！

(2) 保護者向け

- 非行防止は家庭から！
 - ・ 家庭は最も身近な社会です。
社会のルールやマナーを守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。
 - ・ 子供たちが狙われています。

SNS上の「闇バイト」や「裏バイト」に応募した子供が、犯罪組織に利用され、特殊詐欺や強盗などの犯罪に加担させられています。

急に金遣いが荒くなった、最近付き合う友人が変わったなど子供の様子がおかしいと感じたら警察に相談してください。

- ・ 大麻の乱用で検挙される少年が増えています。
大麻に「害はない」「依存性はない」という情報は間違いです。
- ・ 大麻は違法で有害な薬物であることを教えてあげましょう。
- ・ インターネットの利用に起因して、犯罪被害に遭う事例が後を絶ちません。
家庭のルールや情報モラルについて家族で話し合しましょう。
- こんな兆候は要注意です。気になることは警察に相談を！
 - ・ 行き先を言わず外出したり、帰宅時間が遅くなったり、夜遊びや外泊が多くなった。
 - ・ 親に隠れて長時間携帯電話を利用したり、知らない人と連絡をとりあっている。
- フィルタリングで有害サイトをブロック！
 - ・ フィルタリングは、年齢に応じ、サイトやアプリの許可・制限などができます。
 - ・ 子供が使用するスマートフォンを購入する際は、販売店でフィルタリングを設定してもらいましょう。
- 「家庭のルール」を作りましょう。
 - ・ 家族みんなで話し合い、ネット使用のルールについて話し合うことが大切です。

3 夏山遭難の防止

「乾く前に 水分・塩分 熱中症予防」

- 無理のない計画を立て登山計画書を提出しましょう。
登山技術、体力、経験に応じた山を選ぶなど無理のない計画を立て、登山計画書を作成して、家族や職場等に渡すほか、最寄りの警察署又は交番・駐在所に提出しましょう。
- こまめな水分と塩分の補給を行い、熱中症を予防しましょう。
汗を大量にかくと、体内の水分とともに塩分やミネラルも奪われてしまいます。
手早く水分や塩分を一緒に補給できるスポーツドリンク等でこまめな水分補給を行い、熱中症を予防しましょう。
- 複数人による登山を心掛けましょう。
事故の遭遇時に対応できるよう、経験豊富なリーダー等と一緒に登山しましょう。
- 携帯電話を持ちましょう。
万が一の遭難に備え、携帯電話を必ず持ちましょう。
- 万全の装備と余裕ある食料等を準備しましょう。
装備不備や食料不足が最悪の事態を招くおそれがあります。
急激な天候の変化にも耐えることができる十分な装備と、停滞時に備えた食料や燃料等を準備しましょう。
- 気象情報の確認をしましょう。
入山前には必ず天気予報を確認し、天候の悪化が予想される場合は、登山を中止しましょう。
また、途中で天候が悪化した場合は、すぐに引き返すなど安全な登山に努めましょう。

4 水難の防止

「夏の海 少しの油断が 事故のもと」

- 指定された遊泳区域内で泳ぎましょう。
遊泳区域外では、急な深みなどがあり多くの危険性が潜んでいます。
潮が沖に流れていく離岸流もあるので注意しましょう。
- 子供から目を離さないようにしましょう。
波の力で倒れたり、沖に流される危険があります。
保護者の方は、水辺で遊ぶ子供から目を離さず、近くにいるようにしましょう。
- 体調不良時や飲酒後は泳がないようにしましょう。
体調不良時やお酒を飲んだ後は、呼吸が乱れやすく溺れる危険性があるので泳がないようにしましょう。
- 釣りをする時は必ず救命胴衣を着用しましょう。
高波時の防波堤や滑りやすい岩場、流れが速い岸边などには近づかず、安全な場所で行いましょう。
- 水上オートバイで遊泳区域に入らないようにしましょう。
危険な運転はせず、必ず救命胴衣を装着して安全航行に努めましょう。

5 薬物乱用防止

薬物、ダメ。ゼッタイ。

覚醒剤や大麻などの薬物を乱用すると、身体や精神がボロボロになり、記憶障害や人格変化により以前と同様の生活をするができなくなるばかりか、場合によっては死に至ることもあります。

また、薬物乱用は周囲の大切な人を巻き込むこととなるだけでなく、幻覚や妄想による殺人、薬物の購入代金欲しさによる強盗や窃盗、重大な交通事故など取り返しのつかない事件につながるおそれがあり、社会全体に被害を与えます。

北海道警察では関係機関とも連携しつつ、薬物乱用者の取締りを行うとともに薬物密輸の阻止や密売組織の壊滅を推進し、全力を挙げて違法薬物の絶無を図っていきます。

昨今、SNS等において、依存性や危険性はないというような誤った情報が見受けられますが、一度でも違法薬物に手を出してしまうと、その強い依存性によって、自分の意思では止めることができなくなります。

もし違法薬物を勧められたり、誘われるようなことがあれば、キッパリと断り、その場を離れることが大切です。

薬物に関してのご相談は、最寄りの警察署までお寄せ下さい。

6 夏の交通安全運動の実施

長距離は ひといきついで 心にゆとりとやさしさを

夏の交通安全運動は7月13日（日）から22日（火）の10日間実施され運動重点は

- (1) 飲酒運転の根絶
- (2) 自転車利用時のヘルメット着用と自転車・バイクの交通事故防止
- (3) スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底
- (4) 歩行中のこども・高齢者の安全確保と高齢運転者の交通事故防止

となります。

※運動重点は令和6年のものであり、令和7年の運動重点は5月末以降に決定次第通知

◎ 上記における交通事故防止のポイント

○ ドライバーの皆さんへ

- (1) スピードの出し過ぎや無理な追越しは、正面衝突や路外逸脱事故など重大な交通事故に直結します。交通ルールをしっかりと守り、安全運転に努めましょう。
- (2) 車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
- (3) 長時間の運転は運転者の注意力を散漫にし、交通違反や居眠り運転等に繋がり重大な交通事故を招く可能性があります。長時間運転する際は適宜休憩して、眠気を感じたら無理な運転の継続はやめましょう。

○ 自転車利用者の皆さんへ

昨年11月から、ながらスマホや酒気帯び運転など、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

自転車に乗るときは、信号や一時停止、歩行者優先などの交通ルールをしっかりと守り、万が一の事故のとき、衝撃から頭部を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。

○ 歩行者のみなさんへ

斜め横断や信号無視、無理な横断は大変危険な行為です。横断歩道を利用し、信号を遵守するなど、交通ルール・マナーを守りましょう。

信号機のない横断歩道は歩行者優先です。

歩行者とドライバーが手を上げるなどの合図をして相互に意思疎通を図る「ハンドサインでストップ運動」を実践しましょう！

7 飲酒運転の根絶

飲む前に 車じゃないよね？ 再確認

○ 飲酒運転は重大な犯罪！

飲酒は車の安全な運転に必要な運動機能や判断能力の低下につながるなど重大な交通事故に直結します。

「少しの距離だから」「事故を起こさなければ」という身勝手な甘い考えが悲惨な事故を招くことになります。

飲酒運転による交通事故を起こした場合、被害者や自分自身はもちろん、両方の家族にも精神的、社会的、経済的に大きな影響を与える結果となり、その代償は計り知れません。

飲酒運転をなくすためにも、ドライバー自身が飲酒運転は絶対にしないという規範意識を持つことはもちろん、道民一人一人が飲酒運転を許さない環境を作ることが重要です。

○ 飲酒運転根絶の日

「7月13日」は、平成26年に小樽市の海水浴場付近において、飲酒運転により4人が死傷した交通事故が発生した日であり、北海道飲酒運転根絶条例により「飲酒運転根絶の日」と定められています。

飲酒運転は悪質危険な犯罪であり、凄惨な交通事故を風化させず、皆さん一人一人が「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という強い気持ちを醸成することが大切です。

○ 飲酒運転を助長する犯罪の防止！

飲酒運転と同様に

- ・ 車両提供罪（飲酒運転するおそれのある人に車両を提供すること）
- ・ 酒類提供罪（飲酒運転するおそれのある人に酒類を提供すること）
- ・ 同乗罪（飲酒運転する車両に同乗すること）

をした場合も罰せられ、運転免許を持っていた場合、行政処分を受けることがあります。